

# 令和元年第6回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第7号）

令和元年9月27日（金曜日）

## 議事日程（第7号）

令和元年9月27日（金）午後1時30分開議

### 第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第80号から議案第83号まで、議案第85号、請願第2号、請願第3号、陳情第16号  
（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第77号、議案第78号、議案第86号から議案第88号まで、議案第90号から議案第92号まで、議案第94号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第79号、議案第84号、議案第89号、議案第93号

### 第2 佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会の報告

### 第3 発議案第8号

### 第4 発議案第9号

### 第5 議員の派遣

### 第6 委員会の閉会中の継続審査の件

## 本日の会議に付した事件

### 追加日程第1 緊急質問

#### 日程第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第80号から議案第83号まで、議案第85号、請願第2号、請願第3号、陳情第16号  
（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第77号、議案第78号、議案第86号から議案第88号まで、議案第90号から議案第92号まで、議案第94号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第79号、議案第84号、議案第89号、議案第93号

#### 日程第2 佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会の報告

#### 日程第3 発議案第8号

#### 日程第4 発議案第9号

#### 日程第5 議員の派遣

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

## 出席議員（22名）

1番 後藤 勇典 君

2番 伊藤 剛 君

3番 佐々木 ひとみ 君

4番 宇治 沙耶花 君

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 5番  | 室岡啓史君 | 6番  | 広瀬大海君 |
| 7番  | 上杉育子君 | 8番  | 稲辺茂樹君 |
| 9番  | 山田伸之君 | 10番 | 荒井眞理君 |
| 11番 | 駒形信雄君 | 12番 | 渡辺慎一君 |
| 13番 | 坂下善英君 | 14番 | 金田淳一君 |
| 15番 | 中村良夫君 | 16番 | 岩崎隆一君 |
| 17番 | 佐藤孝君  | 18番 | 祝優雄君  |
| 19番 | 近藤和義君 | 20番 | 竹内道廣君 |
| 21番 | 中川直美君 | 22番 | 猪股文彦君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

|          |       |                            |       |
|----------|-------|----------------------------|-------|
| 市長       | 三浦基裕君 | 副市長                        | 藤木則夫君 |
| 教育長      | 渡邊尚人君 | 総務課長<br>(兼選挙委員会<br>管理事務局長) | 中川宏君  |
| 企画課長     | 猪股雄司君 | 財政課長                       | 磯部伸浩君 |
| 市民生活課長   | 後藤友二君 | 社会福祉課長                     | 大屋広幸君 |
| 子ども若者課長  | 市橋法子君 | 高齢福祉課長                     | 岩崎洋昭君 |
| 環境対策課長   | 計良朋尚君 | 世界遺産推進課長                   | 坂田和三君 |
| 地域振興課長   | 山本雅明君 | 農林水産課長                     | 市橋秀紀君 |
| 農業政策補佐   | 木下和重君 | 観光振興課長                     | 祝雅之君  |
| 建設課長     | 清水正人君 | 上下水道課長                     | 宮城徹君  |
| 教育総務課長   | 渡邊裕次君 | 学校教育局長                     | 山田裕之君 |
| 社会教育課長補佐 | 柳澤正二君 | 両管津病院院長                    | 伊藤浩二君 |
| 消防長      | 菊池慎也君 |                            |       |

事務局職員出席者

|       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 事務局長  | 村川一博君  | 事務局次長 | 本間智子君 |
| 議事調査係 | 梅本五輪生君 | 議事調査係 | 岩崎一秀君 |

午後 1時30分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。  
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 午前中議会運営委員会を開催し、日程の追加について協議しましたので、ご報告します。

本日金田淳一議員から市立両津病院が再編統合の必要がある病院として厚生労働省から公表されたことに関する緊急質問の通告がありました。また、2019年新潟県産コシヒカリの1等米比率が14.6%に急落したことに、私のほうから緊急質問の通告を行いました。その取り扱いについて協議した結果、その緊急性を認め、本日の日程に追加し、発言させるべきと決定いたしました。ただし、緊急質問は会議規則第63条の規定により、議会の同意を得た上で実施をしなければならないものとされております。したがって、この後直ちに議長において緊急質問実施の是非をお諮りし、その上で実施する運びとなりますので、その旨ご了承をお願いします。なお、緊急質問実施の是非については、金田議員と私の通告とそれぞれ分けてお諮りしますので、その旨ご了承ください。緊急質問は、議会申し合わせのとおり、質問時間は45分、質問回数は3回以内と規定されておりますので、念のため申し上げます。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

---

日程の追加

○議長（猪股文彦君） お諮りします。

お手元に配付したとおり、金田淳一君から市立両津病院が再編統合の必要があるとして厚生労働省から公表されたことに関する緊急質問の通告がありました。金田淳一君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、金田淳一君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに可決されました。

次に、お手元に配付したとおり、近藤和義君から2019年新潟県産コシヒカリの1等米比率が14.6%に急落したことに、近藤和義君の緊急質問の通告がありました。近藤和義君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、近藤和義君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに可決されました。

---

追加日程第1 緊急質問

○議長（猪股文彦君） 追加日程第1、緊急質問を行います。

金田淳一君の緊急質問を許します。

金田淳一君。

〔14番 金田淳一君登壇〕

○14番（金田淳一君） 緊急質問を行います。

昨夜びっくりするニュースが届きました。厚生労働省は、昨日の会議で全国1,455施設ある公立、公的病院のうち、再編統合が必要な424施設の病院名を公表しました。新潟県は、41病院のうち22病院が対象となり、佐渡市立両津病院の名前も含まれています。新聞報道によると、2017年のデータに基づき、診療実績や近隣に同じ機能を有しているのかを基準として判定しているとのこと。今回のような発表がなされることを佐渡市の市長部局はどこまで把握をしていたのか、また国の動向をどのように捉えていたのかをまず伺います。

次に、今回の発表の中で、国は病院の経営体や地元自治体に具体的に何をすべきと求めているのか、説明をお願いいたします。

佐渡市は、地域医療構想を定め、医療の充実に取り組んできているわけですが、今回の国の方針を踏まえ、再度踏み込んだ検討を行い、修正が必要になってくると思いますが、病院の機能を明確にすることなどについて市長の考えを伺いたいと思います。両津病院は、新築移転に向かって進んでいるわけですが、今回の方針を踏まえていま一度立ちどまってみる必要があると思います。病院の方向性をまず定めること、そして限られた医療資源、医師、看護師、その他医療技術者や高額な医療機器を1つにまとめて島内完結型の医療を実現し、そこへ国や県からの財政的な支援を含め支援を求めるほうが佐渡市民の安心につながると私は思います。市長の考えを伺います。

昨日のニュースを聞いた市民の皆さんは、とても心配していることと思います。人口減少と医療需要が減少する中、それぞれの病院のあり方は従来どおりとはいかなくなる時代となるのではないのでしょうか。佐渡市の医療をしっかり守ることを市長から約束をいただきたいと思います。

最後に、両津病院新築移転に向けた関連の事業が今定例会の予算案に上程され、少しずつですが、動き出しています。病院の方向性が明確でないことになる現状について、これからつくり上げる公共施設の個別施設計画や第2次将来ビジョン、財政計画などは意味が薄れてしまうような気がいたします。予定していたスケジュールは当初計画より大幅におくれておりますが、これから今後それをどのように取り扱うのかお答えをお願いして、1回目の質問を終わります。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君の緊急質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、お答えいたします。

まず、今回の報道の件、市当局は事前知っていたのかという質問でございますが、佐渡市のほうには昨日新潟県福祉保健部医務薬事課から午前11時過ぎに電話で一報をいただきました。ただ、一報をいただいただけで、この時点ではどのような内容であるかの詳細というものは不明のままでございます。

次に、国は今回の報道の中でどのような部分を病院に求めているのかというご質問でございますが、2025年を見据えた医療構想区域において、担うべき医療機関としての役割並びに2025年に持つべき医療機能別の病床数などの再検証を求めているものだと判断しております。

次に、来年9月までに結論を出すことも含め、地域医療の抜本的な改正が必要ではないかというご質問でございますが、現在新潟県が中心となって協議が進められております佐渡の地域医療構想では、まさにこの国が求めているような内容の病床数や機能の検討、再編成が盛り込まれております。現在市内で580床の病床があるものを2025年に510床、両津病院につきましてはそのうちの60床を担うものとし、内訳は急性期20床、回復期30床、慢性期10床と想定されております。

次に、新築移転に大きな影響が出るのではないかと、縮小等の見直しということでございますが、今回示された再編統合には病床数の減少や病床機能の見直しを含むものと聞いております。両津病院の移転新築計画は、まさに国が求める病床や機能の役割分担の方向に沿いまして、病床数を99床から60床に減らし、リハビリ強化を含めた地域包括ケア病床を設けるなど、国の求めている方針を先取りする形で構想したもので、計画変更という点には当たらないと考えております。

なお、将来ビジョンへの関連でございますが、今ほども申しましたように、国の今回の趣旨にも沿って既に検討しておるものでございます。病床数や病床機能の検討はされておりますので、他の計画に及ぼす影響は余りないと考えております。いずれにしろ、他の病院、医療機関とも連携しながら、しっかり佐渡地域の医療を守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○14番（金田淳一君） 昨日県のほうから担当課のほうに連絡があったということですが、この資料を作成することを以前といいますか、2017年のデータということなので、当然昨年あたりに報告を求められたのだらうと思いますが、そこらあたりの資料作成をしている作業中に国の動向を踏まえてこういうふうなことがなされるということは全く予想もなかったのか、あるいは病院を経営している自治体関係者の中でそういう話がなかったのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、きのうの厚生労働省の会議に出された資料、ホームページのほうからちょっと見つけてきました。診療実績が特に少ないという項目、9項目あるのですけれども、両津病院については8項目が該当すると。該当しないのは、僻地医療という項目だけです。それから、類似かつ近接に同じような診療科や病院があるという項目は、6つの項目のうち全ての項目が該当しておりまして、ほかの病院もそういう病院が今回再編統合の対象というふうになっておるわけなのですけれども、このあたりのことについては担当課のほうで事前にそういう報告がされたのかどうか、わかったら説明をお願いしたいと思います。

それから、これから地域医療構想、今まである計画は国の要請に基づいているという今ほどの市長の説明ですけれども、国はそのことについて私はもっと踏み込んだ修正を出しなさいというふうな受けとめて

おるのですけれども、きょうの新聞報道等を見ますと県のほうでは地域医療構想調整会議というのを開いて、これは県立病院だけなのかもしれませんけれども、そういう会議を開いて今後調整するというふうな話もありますけれども、両津病院はそこに該当するのかどうかについて説明をお願いいたします。そこでやらないということであれば、この議論は佐渡市の場合どこで議論をすることになるのか説明をお願いしたいと思います。

それから、要するに今両津病院は名前が挙げられて再編の対象ということになるわけですが、これから病院をつくるにしても継続的に医療活動を進めるのにしても、国あるいは県からの支援が公立病院はあるわけですが、そのあたりの支援というものが今回国が求める方向に行かなかった場合に、不利益なようなことになるのかどうなのか。きのう話があったばかりですから、確認はできていないかと思えますけれども、そのあたりのところについて説明をお願いします。

○議長（猪股文彦君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、昨日のデータの公表が午後、一般的に公開になったと聞いておりますけれども、これはまさに平成29年3月に新潟県地域医療構想を示しておりますが、全国的に見るとこの地域医療構想が遅々として進まないということに国が業を煮やしてデータを出したと。今議員がおっしゃったとおり、患者数が少ないもの、あるいは20分以内の圏域に同じ診療科が2つ以上あると。両津病院と佐渡総合病院、ぎりぎり車20分圏内かと思えますけれども、似たものがあるということで、機械的、客観的にデータを出したりリストを厚生労働省が公表したということでございます。佐渡市の場合は、まさにこの医療構想を先取りする形で、平成28年2月には佐渡市医療構想、それから平成29年3月には両津病院建設事業基本構想というものをこの国の医療構想を先取りする形で、病床数を減らす、あるいは回復期病床をふやすということに取り組んでおります。そのことを踏まえて今回両津病院の移転新築計画を立てているものでございまして、再編統合という言葉が見出しで躍ったりしております、かなり心配される方もいらっしゃるのだと思えますけれども、まさにその内容は医療構想で言っております病床を機能分化して適正なものにするという当初の地域医療構想に入っているものということだと思っております。これについては、県が地域医療構想調整会議というものをかなり頻繁に主催しております、佐渡市も参画しております。ここに各病院長も入っております、この地域医療構想の数字も適宜見直されてきておりまして、それに沿って今回の両津病院の建設計画もつくられているということでございます。

新聞報道にも県の福祉保健部の山崎副部長の名前載っておりますけれども、昨日私も電話をさせていただきました。この新聞記事にありますように、「今回のデータが直ちに再編統合につながるとは認識していない」というふうに副部長も答えておりますし、「データを検証して議論を重ねたい」というふうに述べている新聞報道どおりの話でございました。あわせて、そういう意味では佐渡市の場合はこの医療構想を先取りする形で両津病院を再編、新設計画を進めているので、ぜひともその財政支援をよろしく願いたいということは私のほうから福祉保健部副部長のほうにお伝えをさせていただきました。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○14番（金田淳一君） 地域医療構想の中で、市長から急性期が20床、回復期が30床、慢性期が10床という計画だというふうに説明がありましたが、現状の新しい病院の計画についてはそれとは若干変わっている

のではないかなというふうに思っています。

それで、今ほど副市長のほうから、許可病床数は99床ですよ。でも、現状稼働しているのは60床の中で、厚生労働省がどこをカウントをしたのかは、ここの表にも確かに許可病床数は99床になっていますけれども、その60床がカウントされているのか、カウントされていないかというのは大きな違いだというふうに思います。これから検証していくことしかないと思っています。

私どもが一番心配するのは、やっぱり病院がきちっと動いていただかなければならない。現状60床で動いていますけれども、もう一方の当然統合対象となる佐渡総合病院のほうも患者数が下がっていて、なかなか厳しい経営だというふうな中で、これは私の一般質問でも言いましたけれども、なるべく固まって、要するに赤字の額を少なくして、そこに大きな医療ができるような形にすると、こっちも赤字、こっちも赤字というふうなことにならなくて、いいお医者さんやいいサービスが受けられるのではないかなというふうに思っておるわけです。

それで、きょうの新聞で国の地域医療構想アドバイザーの県の病院協会副会長の方が「再編統合という病院がなくなると捉えられがちだが、そうではない。今回のデータは地域の病院の機能や役割を見直すための参考であり、医療の質を上げるという前提で議論を進めたい」というふうに発言されています。そのとおりだと思うのです。既定の路線をそのまま歩むのではなくて、今回の国の指摘をもう一回受けとめて、医療構想を先取りしてやっているというふうに説明がありましたけれども、私はその想定よりかなり佐渡は人口減やいろんな需要も下がっているの、もう一度見直しすべきだというふうに思っています。佐渡の市民が安心して医療を受けられる環境を守るためにもそれは必要だと思うのですけれども、そのことについて答弁をいただいて、質問終わりたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） 先ほど答弁いたしましたけれども、地域医療構想調整会議というものがかなりの頻度で佐渡でも県主催で行われておりますので、その都度に必要病床数というのは役割ごとに実際見直されてきております。当初平成29年3月に構想されたものよりもその時々によって変わってきておまして、それで最近の数字が先ほど市長の答弁した数字ということになっておりますので、今後とも人口の動静とか医療機関の変更等によって随時見直していくということは当然起こるものというふうに思っております。両津病院につきましても、そういう情勢も踏まえながら、これから話が具体化していくに従っていろいろ情勢に合った、市民の医療ニーズに合ったものによって変わっていくということは当然あるものというふうに思っております。

それから、先ほど県立新発田病院の塚田院長のコメントがあり、まさにそのとおりだと思っております。先般私も意見交換させてもらったことありますけれども、そういうふうに時代のニーズも見きわめて対応していくことが必要だということでありまして、その辺の情報交換もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で金田淳一君の緊急質問は終わりました。

次に、近藤和義君の緊急質問ですが、準備の都合上、若干お待ちください。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君） 本日の新潟日報1面に「19年産コシ1等米比率急落14.6%」との衝撃的な記事が掲載されました。県産コシの1等米比率は例年80%前後でしたが、2019年産は高温障害による心白粒、背白粒等、未熟粒が多く、比率が急落されたとされています。佐渡コシヒカリの仮渡金額は、認証米60キログラム当たり1万5,000円、1等1万4,800円、2等1万3,800円、3等1万1,500円で、認証米との差は23.3%であります。本日現在、佐渡コシは泉倉庫によると1等米比率は30%前後ということであります。まさに米農家にとっては大災害です。佐渡市の専業農家割合は、1位、当然佐渡市、33.3%。2位が柏崎市、28.2%。3位が津南町、25.2%。県平均19.8%で、佐渡市の33.3%は他を大きく引き離しての断然トップです。これが農業が本市の基幹産業と言われるゆえんであり、米で生計を立てている人が極めて多数を占めています。昨年の佐渡米は過去10年間で最も不作で、作況指数は86でしたが、1等米比率は77.2%を確保していました。平成29年は89.3%でした。佐渡市は、90%を目指して毎年毎年頑張っておりまいた。この状況、ことしの状況を踏まえて、県では即相談窓口を開設しています。佐渡市での設置も不可欠であります。市長はどのようにお考えでしょうか。

そして、経営の維持に必要な支援を県やJAとともに検討すべきであります。佐渡市は、前の市政で色彩選別機の補助制度を3年間実施し、国のモデル事業として紹介されるなど、1等米比率向上に全力を注いでまいりました。

緊急質問の内容は、2019年県産コシ1等米比率14.6%に対する対応であります。

- 1 番目、佐渡コシの現時点での1等米比率。
- 2 番目、県同様に佐渡市でも相談窓口が必要ではないか。
- 3 番目、今後の支援内容を早急に検討すべきではないか。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君の質問に対する答弁を許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、ご質問にお答えいたします。

県が発表した1等米比率に対しまして、佐渡市の現時点での1等米比率についてでございます。JA佐渡管内におきましては、9月26日現在で1等米比率が48.4%、JA羽茂管内におきましては9月25日現在で42.0%という報告を受けております。

次に、相談窓口についてでございますが、県のほうで相談窓口が設置されました。佐渡市のほうでも担当課が窓口となりまして各農家からの相談には積極的に応じさせていただき、それぞれ県、佐渡市両側に入っております相談内容等、情報共有しながら一体となって対応してまいりたいと考えております。

また、今後の支援内容でございますが、まだ現状途中経過の段階でございますので、今後の推移を見きわめながら、関係各機関とさまざまな角度から協議を行った上で、どのような支援策を打ち出すか検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 2回目の質問になりますが、確かに9月20日前後、早生を入れて46%前後でありました。私が通告したのは、佐渡コシヒカリ現在何%かという質問でありましたので、再答弁をお願いしたい。

それから、共済の品質方式の加入者、一般質問で申し上げました18日です。現在300名加入していて、申請者は約100名という話でありましたから、収穫、稲刈りも終盤ですが、早急に周知が必要です。1等米との差額補填があるというふうに聞いていますので、まだ200名前後の人が申請をしていないということをお先ほど県農業共済組合佐渡支所へ寄って聞きました。

3つ目、トキ認証米が極めて不足をするのではなかろうかと、買ってくれるお客さんが離れてしまうのではないかとJAの職員、それから認定農業者の皆さんが心配していますが、その辺の状況の答えをいただきたい。

4番目、JAも含めて昨年のような運転資金の無利子の貸付制度を創設すべき。このように考えていますが、昨年は佐渡市もJAも一緒になってその制度の創設をしましたが、市長に答えをいただきたい。

5番目、最後ですが、1等米比率の急落の原因、これを究明して今後の技術体系を構築すべきと考えていますが、温暖化も毎年当たり前になってくるというふうなことを考えますと、コシヒカリは肥料が多いと味が落ちるし、少なければ高温に全く弱い、そんな特質を持っているのですが、食味と品質を両立させるための指導が今後必要と思いますが、市長のお考えを伺いたい。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） まず、先ほど答弁しましたとおり、佐渡産コシヒカリの1等米比率について、JA佐渡管内におきまして9月26日現在で48.4%、JA羽茂管内におきましては9月25日現在で42.0%でございます。

次に、共済加入のところの申請がまだ100人ほどしかないという点につきましては、また県農業共済組合サイドとも話しまして、市として可能な限り一体となって周知、告知、稲刈り完了してからではだめなものですから、そこはまたこれからも努力させていただきたいと思っております。

あと、認証米の量が足りない、あるいは最後の5番の今後の……認証米の量の部分についてはちょっと担当課のほうから説明してもらいます。無利子貸し付け等につきましては、昨年とこれまでも不作のときにつきましてはJA等々とも相談しながら一体になって支援策を打ち出しておりますので、今回もその状況を見ながら検討して具体策を練りたいというふうに思っております。

原因究明につきましては、これはJAだけでなく県の佐渡地域振興局等々も含めまして、これは将来へ向けての部分でございますので、ことしの今回の収穫の内容をしっかりと吟味しながら今後検討していきたいと思っております。

残りは担当課のほうから説明させていただきます。

○議長（猪股文彦君） 木下農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（木下和重君） ご説明します。

トキ認証米につきましては、市の基準により農家で作られたお米ですし、1等米ということが条件になります。その1等米が今市長が申し上げたとおり比率が低いということですので、関係機関一丸となってその比率を高めていきたいと考えております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 私は、長年全量トキ認証米だけしか出していないのですが、今後高めていきたいというような、そんな答弁を求めているので。米店を含めてお客さんが、待っている人が多いのです。実際1,500円加算のうち1,500円加算で売れる個数は全体の半分ぐらいなので、700円前後しか加算されていないのです。ところが、トキ認証米は売りやすいし、うまいということで、待っているお客さんが全国にいる中で、1等米しか認証米にならないわけなので、ことしは供給ができない可能性があるわけです。ちょっと市長の言った48.4%、私が聞いた倉庫の数字とかなり違いますが、それでも1等米が例年の半分ぐらいですから、トキ認証米が足りなくなる。その手当てを、お客さんを逃がさないように何とかトキ認証米をお届けする手段を佐渡市は考えるべきと思っているのですが、そういう質問なのです。今後高めていきたいというのではない。ことしはどうするかという質問です。

それから、1等米比率の急落は、ことしほどのことは私の記憶では全く今までない。とにかく90%を目指していた佐渡市の農家ですから、現在46%なんていうことは、48%ですか、ちょっと市長のつかんだ数字と私のつかんだ数字と全く違いますが、いずれにしても半分いかないようなことは私は記憶にない。県平均では平成20年にかなり低いことがありましたが、それでも30%ぐらいいったような気がしますから、今回のような県平均で16.何%なんていうことは、私は記憶がありません、35年ぐらい農業をやっていますが。そんな危機的状況ですから、ぜひとも、市長はいい答弁くれましたが、無利子で運転資金、どうしても年を越せない人がどんどん出てくると思いますので、対応をいただきたいので、もう一回その答弁を下さい。さっきのと2つ。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 済みませんでした。先ほどのトキ認証米の不足の可能性につきましては、ちょっと現状そこまで情報を把握し切れておりませんので、今後も随時J A佐渡、J A羽茂等ともやりとりしながら、どの程度の確保が可能なのか、推移を見ながらしっかり対応していきたいというふうに思います。

また、支援方法につきましては、議員もおっしゃるとおり、これまでも昨年の台風とかを含めて作況指数が悪かったり、1等米比率が落ちたり、さまざまなパターンこれまでもございました。それと同様に、その年々の、ことしはことしのこの特性に合わせて可能な限りの支援をJ Aとそこは足並みそろえながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（猪股文彦君） 以上で近藤和義君の緊急質問は終わりました。

---

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第80号から議案第83号まで、議案第85号、請願第2号、請願第3号、陳情第16号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第77号、議案第78号、議案第86号から議案第88号まで、議案第90号から議案第92号まで、議案第94号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第79号、議案第84号、議案第89号、議案第93号

○議長（猪股文彦君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第80号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公職選挙法の一部改正により、市議会議員選挙の選挙運動用ビラが頒布可能となったことから、市長選挙の選挙運動用ビラとあわせ、作成経費の公費負担について規定するため、佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、手数料の標準額が引き上げられたことから、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料の見直し等を行うため、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、消防団員の欠格条項の見直し等を行うため、佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第83号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）。本案は、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者として株式会社佐渡テレビジョンを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で、その指定管理料の上限は2,948万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。指定管理者として公正な番組編成を行うとともに、災害発生時の情報発信のあり方を再検討すること。

議案第85号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本案は、令和元年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8億9,323万6,000円を追加するものであります。主な内容は、幼児教育・保育無償化の実施に伴う所要額を予算計上するほか、さわた子育て支援施設整備事業及び梅雨前線豪雨災害に係る災害復旧経費などを予算計上するものであります。審査の結果、次のとおり賛成多数で修正可決すべきものとして決定しました。

修正理由。本案は、当初予算にも示さず唐突に議会に提出されたものであり、保護者、関係者への説明及び合意もないまま事業者の公募を行ったことはまことに遺憾である。また、令和2年度の単年度では、

教育委員会として1,577万1,000円、佐渡市全体として3,046万8,000円の負担増になる試算であり、経費削減にもなっていない。保護者、関係者への説明を丁寧に行い理解を得るとともに、市民の声を反映し、教育の一環の学校給食として充実を最優先に考えるべきである。

修正事項。第3表、債務負担行為補正中、次の項を削る。事項、学校給食センター調理・配送等業務委託料。期間、令和元年度から令和6年度まで。限度額、9億4,050万円。

なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。(1)、10款教育費、5項社会教育費、6目社会教育施設管理費、佐渡中央文化会館整備事業について。本事業は、単体の事業にとどまらず、両津病院建設工事、両津文化会館及び両津公民館解体工事とその後続く一連の事業の一つとなっている。よって、両津病院のあり方、両津病院移転後の跡地利用等、総合的な計画を早急に策定すること。(2)、10款教育費、5項社会教育費、6目社会教育施設管理費、佐渡島開発総合センター整備事業について。本事業は、過去の経緯も踏まえ、利用者等と十分な合意を得た上で、社会教育のあり方に立って進めること。

2、市民厚生常任委員会。4款衛生費、1項保健衛生費、10目健康保養センター費、温泉管理運営事業について。本事業においては、入浴施設のあり方検討委員会を設置し、当該委員の報酬等を予算計上するものであるが、入浴施設のあり方については当委員会の審査の中でも2年半にわたりさまざまな議論がされてきたところである。その議論を受けて、今回あり方検討委員会の設置を提案されているが、市として何を調査し、何を検討してもらうのかということが明確になっていない。よって、今後設置要綱において目的をより明確に示し、その目的に適合した委員の人選等を行うことを強く求める。

3、産業建設常任委員会。(1)、第3表、債務負担行為補正、戦略的観光誘客促進事業について。2次交通対策として行われているライナーバスの運行は、委託先である運行事業者にも乗客をふやすPR活動に取り組むよう指導されたい。また、収支の均衡がとれる方法を模索すること。(2)、2款総務費、1項総務管理費、9目コミュニティ活動推進費、地域の活力再生事業について。地域おこし協力隊の募集を集落のみとせず、他自治体の事案を研究し、団体の課題解決など目的に応じた募集を行うなど、幅広い分野で活用するよう事業を展開すること。

請願第2号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願。本請願は、2010年度に発足した国の就学支援金制度が10年目となる2020年度に年収590万円未満の世帯に対する授業料の無償化が実施される見通しとなり、私立高等学校へ通う高校生に対する支援の拡充が図られてきたものの、施設整備や入学金はそのまま負担として残り、同じ高校生でも公私間に格差が存在していること及び私立高等学校に対する経常経費の助成が不十分であり、公立高等学校に比べて教員に占める専任教員の割合が少なく教育条件に格差が生じているとして、未来を担う子供たちのため、私学助成の一層の増額、拡充を求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願。本請願は、近年多発する自然災害から復興が道半ばの地域もあり、地域経済や暮らしが大変深刻な状況の中、政府は2019年10月から消費税率10%への引き上げ姿勢を崩しておらず、佐渡市においても過疎化、景気低迷の状況にあることから、住民の暮らしや地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税率の引き上げ中止を求める意

見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第16号 学校給食センター調理・配送業務の民間委託に関する陳情。本陳情は、学校教育の一環であり、心身発達の基盤でもある学校給食という重要な案件が保護者や市民への説明、意見、要望の聞き取りが十分に行われないまま進められていること及び子供たちが毎日食べる給食のあり方は、経費削減の俎上にのせるべきではないとして、学校給食センター調理・配送業務の民間委託については、保護者、学校等の関係者の意見、要望を十分反映し理解を得ること及び給食調理業務体制の転換理由を経費削減の合理化ではなく、いかに給食を充実させるかの議論から見出すよう求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長報告は終わりました。

これより議案第85号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） ご案内のように、余り佐渡市議会ではこの保育の問題は焦点になりませんでした、全国的には消費税の導入絡みで幼児教育・保育の無償化が実施されるということで、各議会とも大きな焦点になっております。ここにも書いておきましたが、佐渡市は給食費の副食関係を全面無償化するという事で大いに評価できるのでありますが、全体像をお尋ねしたいということであります。

まず1つは、無償化から外される3歳未満の子供の所得階層ごとの人数や所要額は一体幾らになるのか教えていただきたい。6月議会での一般質問での答弁では162人、月額で340万円だという答弁もあったわけですが、そういった方々はどうか。

2つ目。保育園の給食の副食材は全面無償化をしますが、国基準、いわゆる住民税非課税のみにするとどれだけ市が負担することになるのかお尋ねをしたいというのが第1回目の質問です。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、荒井眞理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 2つのご質問をいただきました。当委員会では、幼児教育・保育の無償化が10月から実施される予定ということで審査を行いました。この対象になっている子供は、まず大きい枠では3歳から5歳児のクラスまで、そしてゼロ歳から3歳児未満の2歳児クラスまででは住民税の非課税世帯の子供、これが基本的には対象になっています。今回議員ご質問の3歳未満の子供たちは、同じこの無償化の対象とはなっていません。したがって、今回の対象とされていない子供たちについての数字については、特に深く審査はしておりません。

2つ目の質問です。保育園の副食費負担についてですが、佐渡市は全国に先駆けて3歳から5歳児クラスでは無償化されるということになります。市の負担がどうなるかというご質問ですが、来年度から通年で負担が始まるということで、年間の負担額として試算されたものは副食費相当としては8,700万円とな

ります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 第1の質問わかりにくかったのかも、市民厚生常任委員長からわかりやすい質疑をしてくださって、わかりにくかったのかもしれない。私の聞いたことを答えてくれただけの話なのだけれども、そうすると全くやらなかったということなのですか。行政視察の報告でも明石市とか奈義町の話が出て、やっぱりこういった国の幼児教育・保育の無償化についての予算をどう使うかということも、この無償化で財源浮くのだから、その分は大いに頑張って子育てに使えるという通知やあれもあるというのは3月議会からずっと言ってきているところではありますが、なぜやらなかったのかということが1つ。

2つ目。8,000万円余りの副食費ということなのですが、幼児教育・保育の無償化に伴って佐渡市の財源はどの程度浮くことになりますか。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井真理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） さきの1つ目の質問は、先ほど答弁させていただいたとおり、審査については細かいことは審査しておりません。

副食費相当ということで今8,700万円とさせていただきますが、副食費についてのご質問と思って8,700万円というご答弁をさせていただきました。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） きょう問取りで幼児教育・保育の無償化に伴うという話をさせてもらったのですが、ご承知だと思いますが、本年度は2018年に事務費として全国規模で301億円、2019年度予算では120億円が来ているはずなのです。その分が今年度の半年分の保育料のところに影響してきているはずなのです。

それともう一つは、きょう問取りをしたときに国はうそばかり言ってという、例えば市民厚生常任委員会の資料を見ますと来年度、令和2年度は市の負担が2億7,700万円というイメージでつくっておりますが、令和2年度には幼児教育・保育の無償化にかかわる費用については地方負担分の全額が基準財政需要額に算入するって言っているのです。私立は補助で出すけれども、公立については地方交付税の基準財政需要額に算入する。それでもそこになおかつ地方消費税の増収分で足りないところは地方交付税措置をさらにすると、こう言っているわけですから、実際として一体幾ら今までの持っていた、佐渡市が子育てに使ったお金と国から来るお金差し引いて幾らぐらい浮くのだと。その浮いた分は、やっぱり例えばさっき言った幼児教育・保育の無償化の対象にならない、例えば認定をされていないと幼児教育・保育の無償化の対象にならないところに入れるというのがやっぱり知恵だと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 幾ら浮くのかということですが、現在国からお金がすぐに入ってきているわけではございません。そして、これからも幾ら入ってくるということが明確にされているわけではありません。幼児教育・保育の無償化というか、国からお金が入ってくるのは今回消費税が10%へ増税になったらその分半年は国から来るようですが、その金額もまだはっきりと示されているものではありませんので、これからの継続審査となっていきます。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第85号に関する委員長質疑を終結いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 温泉運営費、これ別々にやるというふうに決めませんでしたか。通告で2つ出ているのではないですか。なおかつ一括にやらせるということで言うのだったら、議長のほうからきちんと指摘をして、1回でやってくださいと。前ごちゃごちゃになるから、1つずつやるということにしませんでしたか。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午後 2時26分 休憩

---

午後 2時27分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川直美君に申し上げますが、本来は1委員会に対する質疑は1つ、2つと、こうやりますけれども、今回の場合はそのことについて明確に質問者に通告してありませんので、今回に限って2番目の質問を許します。

中川直美君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○21番（中川直美君） みんな、違うだろうという声が、いや、私も……

○議長（猪股文彦君） 本来は違いますが、あなたの認識がそうであるなら弾力的な運用で質問を許します。

○21番（中川直美君） それでは、お尋ねをします。

もう一つ、先ほど市民厚生常任委員会であった温泉運営の管理事業です。今後の温泉入浴施設のあり方についての費用でございませぬ。市民厚生常任委員会の意見に書かれているように、何を調査し、何を検討してもらおうのかということが明確になっていない。きのうも問取りのときにお話をしましたが、この工事費は何だと、何を建てるのかわからないけれども、予算計上してみましたなんていう仕方はないわけでありませぬので、一体これ、つまりこの予算は認められないということではないかと思うのだけれども、どうですか。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 本委員会は、三浦市政になって2年半前の3月議会で、これから佐渡市のこの温泉入浴施設のあり方を積極的に変えていくという意欲を見せていただきました。そのとき、これ行政改革でいくのか、それとも市民の拠点でいくのかということで、説明があったのは健康、交流、そして観光に寄与する、そういう推進の役を期待するものであるということでした。ただ、それでも議会の中ではそれについては賛否さまざまありますので、今後どういう方針でやるのかということとはもっとはっきりさせてほしいということは、事あるごとに執行部に対して当委員会は求めてまいりました。地域の健康、交流のためなのか、観光なのか。そのために温泉活性化協議会を新たに立ち上げたけれども、それがどう機能しているのか、あるいは温泉施設を民間に譲渡していくと、これは行政改革なのかとか、補

助金を出すとか出さないとか、あるいは温泉施設の募集要項、みずから反して巨額の支出をしながら進めてくると、そういうはっきりしないことが多々ありましたので、そのたびにきちんと方針を立てるべきであるということを強く指摘してまいりました。今回その流れの中で執行部は提案してきたものと当委員会では理解しております。しかし、今ほど議員からもご質問の中にもありましたように、審査で予算計上されてくるものというのは、通常の行政の説明としては基本的にはまず計画がこうであると、それについて予算はこうであるということでしたが、今回はこの数字の説明を口頭でするのみでありました。それではこの温泉のあり方検討というのは一体何の計画なのかというのがわからないので、それを明確に記した書面を出してほしいと。審査の中では、その書面はありませんということでした。そういうことで、はっきりしないままでしたけれども、説明の中では行政改革推進というような説明もあったり、地域の声に応えるかのようなこともありましたので、これをはっきりと書面で出してもらおうようにと求めた結果、後日追加資料として要綱の素案というものが出されました。これについて当委員の中で精査しましたけれども、この中身については説明が不足しているということで議論になりました。それが何が不足しているかというところで、これは何を調査するのか、何を検討してもらおうのかというところが不明瞭なので、これでは委嘱される検討委員も何をしていいかわからないということで、そこははっきりさせるべきだという指摘をしております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 三浦市長が就任をして、羽茂、畑野、新穂、相川、4つの、金井もあったと思うのです。そういったものを含めてその温泉のあり方について方針を出して、例えば金井はああいう形になる、相川はああいう形になると方針を出してやったことがこれ失敗だったという結論に私はなるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。結果的に残った3つだけをどうするという話になるのは目に見えているわけではないですか。

それと、もう一つ、こういう入浴施設ということで言うならば、この方向性が出てからビューさわた公募すればいいのに、もう公募しているという。もうやっていることが私から見ると支離滅裂に見えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 端的に答弁お願いいたします。

荒井眞理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） いろいろ皆さんのご意見とか感想はあると思いますが、私どももはっきりしないということで、今回の内容については閉会中の審査内容としてより明確にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第85号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第85号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔21番 中川直美君登壇〕

○21番（中川直美君） 彼が反対討論やらないもので、私一人になってしまいました。賛成の討論を行います。

ちょっとわかりにくいので、あえてやるわけではありますが、この補正予算に入っている学校給食業務委託の一部民営化に関する債務負担行為をこの予算書の中から抜くということでもあります。先ほど総務文教常任委員長が言ったとおりであります。中身についても、経費が減るかと思ったら3,000万円もふえるみたいな、そういう話であります。この中身を若干深めるために、3つの角度から討論をしたいというふうに思います。

まず1つ目は、手続、やり方の問題であります。本来は学校給食というのは生きた教材であり、教育委員会のお仕事であるにもかかわらず市長部局の指示で進める、議会に示した後に教育委員会で事後承諾をする、このようなやり方はまずもってしておかしいということでもあります。先ほど総務文教常任委員長の指摘にもありましたが、本来当初予算にも教育行政方針にも一切示さずやるということは、議会民主主義を踏みにじっているものだと思います。さらに言えば、当初予算の2月議会のとき、高千の学校給食の自校方式を廃止する問題でも、住民説明会がしっかりしていないといって当委員会では厳しく指摘をしたにもかかわらずまたやる。この当初予算のときにはもう一つありました。あすなる教室の関係者の理解を得ないままやる。こういうやり方がだめだと言われたにもかかわらず5月の閉会中に突然総務文教常任委員会に出してきて、6月に公募する。とんでもないやり方だと言わざるを得ません。保護者への説明会の案内配付の翌日に事業者を公募する。そして、説明会の中でもありましたが、「市民の声を聞く気がないじゃないか」と、こんな声がありました。真野地区に至っては、議会で審議をしているさなかの24日に、そのときに若い保護者の方は何て言いましたか。「いつも市民の声を聞くふりをして聞かないで、何でもどんどん進めている。市民は物を言う気をなくしているし、元気もなくしている」という声がありましたが、私はまさにそのとおりだということを強く指摘しておきたいと思います。

最後に、もう一つこの点で指摘をしておけば、行政における説明責任とは何か。職員必携という職員が読むべき本の中にも、行政の説明責任を果たさないのは市民の信頼を失うばかりだというイロハのイが書かれていることを強く指摘しておきたいと思います。

2つ目、よりよい学校給食にするとは到底見えないということでもあります。先ほど話がありましたが、現実的には調理業務の臨時職員39人の首切りです。次のところで雇ってもらいたいだろうと、そんな話ではないです。39人の首切りです。提案理由の説明のところでは、会計年度任用職員制度の問題、いわゆる臨時職員を来年からは待遇をよくするという制度が入ります。佐渡市全体、教育委員会を除くと764人いるそうでありますから、これからどんどん首切りをするという私は宣戦布告だと捉えております。また、正規の会議では、菜っぱを切ったり、米をといだりするの公務員の仕事ではないとか、先ほどトキ認証米のお話がありましたが、同じ佐渡産ならトキ認証米でなくてもいいだろうと、このような姿勢で本当にいい学校給食が私はできるとは思っていません。

最後に、ここは私の私見であります。例えば長野県の塩尻市では、伝統工芸の木曾漆器で学校給食をやっています。佐賀県の有田小学校では、有田焼の食器を使っています。福島県の喜多方市では、会津の漆器の茶わんや汁わんを使っています。輪島市では輪島塗の汁わん、秋田県の旧稲川町では同じように地元の漆器、小田原市や北海道の置戸町では自分のところの木でつくった漆器などを使っています。ぜひ佐渡

でも無名異焼ありますから、そういったものを使うとか、ブリがとれたらブリ食べるとか、ナマコができたならナマコを食べるとか、そういう豊かで希望の持てる学校給食をつくっていくべきだというのが私の持論でございます。

このことを述べて賛成の討論としたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

議案第85号についての討論を終結いたします。

これより議案第85号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案を起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立総員。

よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第85号の原案についての採決に入ります。

採決は起立により行います。

議案第85号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、議案第85号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔15番 中村良夫君登壇〕

○15番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について賛成討論を行います。

安倍政権が消費税率10%への引き上げを狙う10月1日を前に、諦めどころか、増税への不安や怒りが広がっています。消費税が導入されて丸30年、消費税はそっくりそのまま法人税減税の穴埋めに使われ、社会保障は悪くなる一方です。格差が広がり、庶民の生活は苦しくなるばかりです。私たちの佐渡市では、過疎化と景気低迷という状況です。政治は、弱い立場の人たち、高齢者、子育て世代に目を向けた政策を実行していく必要があります。増税賛成の人も、今回は増税やるべきではないと。今からでも消費税10%への増税は中止すべきです。

議員の皆さん、市民の皆さんは注目をしています。地方から発信しましょう。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（猪股文彦君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

請願第3号についての討論を終結いたします。

これより請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。念のため申し上げます。委員長の報告は不採択であります。それにかかわらず、請願第3号について賛成される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり賛成することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立少数。

よって、本案は不採択となりました。

次に、ただいま議決いたしました議案第85号及び請願第3号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

荒井市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 荒井真理君登壇〕

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 市民厚生常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第77号 佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正により、住民票に旧氏の記載を求めることができるようになることに伴い、旧氏による印鑑登録を可能とすること及び所要の改正を行うため、佐渡市印鑑条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 佐渡市立幼稚園条例及び佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されることに伴い、授業料及び保育料について所要の改正を行うため、佐渡市立幼稚園条例及び佐渡市へき地保育園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第86号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ299万1,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第87号 令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和元

年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ852万6,000円を減額するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う繰越金の増額及び後期高齢者医療広域連合納付金、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第88号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和元年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4億5,338万6,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金、介護給付費準備基金積立金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第90号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和元年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ153万7,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第91号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,397万7,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第92号 令和元年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和元年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額から1,302万1,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第94号 両津クリーンセンター一部（煙突・雨水調整池）解体工事請負契約の締結について。本案は、両津クリーンセンターの煙突及び雨水調整池の解体工事について、令和元年8月27日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

〔産業建設常任委員長 渡辺慎一君登壇〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告いたします。

議案第79号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定期間が設けられたことに伴い、その更新手数料を設定するため、佐渡市水道事業給水条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第84号 財産の無償貸付について（佐渡市栽培漁業センター）。本案は、浜の活力再生広域プランに基づき、佐渡市栽培漁業センターをナマコの種苗生産施設として活用するため、公募型プロポーザルにより選定した有限会社浦島に無償貸付することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第89号 令和元年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和元年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,953万5,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金及び人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第93号 令和元年度佐渡市水道事業会計補正予算、（第1号）について。本案は、令和元年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額に33万円を追加し、支出の予定額から1,006万3,000円を減額するものであります。また、資本的収支では収入の予定額に5,000万円を、支出の予定額に6,945万8,000円をそれぞれ追加するものであります。主な内容は、施設増改良等による工事費の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第84号 財産の無償貸付について（佐渡市栽培漁業センター）に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

何やら産業建設常任委員会ではこの問題が三日三晩続いていたようなもので、私中身はよくわかりませんが、以下の3点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

提案理由の説明のときに、浜の活力再生広域プランに基づいて、漁業振興のためにやるということだから、この施設の修繕や何か、あるいは市の補助などをやって成功するように、私は温泉にお金出しているようにすべきだということを行ったわけですが、今回見てみると原案に修正も何もかかっていない案が通っているので、お尋ねするわけなのですが、1つ目、結論的に言うと栽培漁業センターの補助金適正化法による返還を免れるために、免れると言うとおかしいね、との関連でやっている事業にも見えるわけですが、どうなっているのか。例えば補助金適正化法との関係で言えば、5年間の条件でやる、市の補助等は一切入れない、それで5年間続けられるのかという、こういう疑問があるわけですが、その辺どうなっ

いるのか。

2つ目。今も報告でもありましたが、浜の活力再生広域プランに沿った事業で漁業振興ですと。ということは、この浜の活力再生広域プランにのっとれるわけですから、この交付金が私は活用できるのだというふうに思うのです。例えば機械を買うのに50万円以上の機械については補助みたいのがあるわけですが、そういうふうに解しているのかということでもあります。もし、2回目でもいいのですが、佐渡広域水産業再生委員会とのかかわりが非常に私弱かったように思うのですが、その辺どうなっているか。

3つ目、離島活性化交付金やいろんなことの関係で、漁業というのは稼ぐ力があるからということで国も認めているわけです。そんな中で、過去も含めて漁業振興のものをやってきた経過がありますが、少なくとも2つは失敗をしています。その中の一つ、補助金不正受給の問題がありました。三浦市政は、この補助金不正受給から教訓を得るということで個別外部監査に出して、その事業の進め方についてはこんなふうにやるべきだよというまさに指摘があったわけですが、それから見ると私はかなり疑念があるのですが、問題はないのかお尋ねをいたします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、中川直美議員の質問にお答えいたします。

3つほど質問がございましたが、その質問の前に前振りの部分にちょっとお答えさせていただきますが、当委員会としましては最大限、かなりの時間を費やしまして、業者に対する5年間の、最大限の市の援助をすべきという観点から、長時間を費やしましたことをまず申し上げておきます。

そして、1つ目の質問、平成28年度に作成した浜の活力再生広域プランに基づき、ナマコの育苗生産施設として活用していくことを水産庁と協議し、5年間事業を継続すれば補助金の返還が不要になる旨の内諾を得ているとの説明がございました。

2つ目の質問でございませうけれども、浜の活力再生プランには佐渡全体で作成された広域プランと島内10地区に分けて策定された地域版のプランがあります。浜の活力再生プラン推進事業交付要綱は地域版の支援をする制度であり、今回のナマコ育苗については対象外のため、使うことはできないということでありました。

3つ目、補助金不正受給の過去のこと等の質問でございませうが、過去の水産関係の補助金の不正受給と今回の施設の、休んでいる施設をどう有効に利用できるかという今回の施設の貸し付けについては別の案件であると考えております。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） けつのほうからいきます。

ビッグ・フィッシャーの個別外部監査の報告は十分な検討なしに走り出したことが問題だと。だから、私は今回拙速ではなくて、今産業建設常任委員長が言ったように、こういった水産業振興のために成功するようにやろうということが、漁業者がいて、佐渡の広域水産業再生委員会の考えも含めて国の浜の活力再生広域プラン、これは漁業者の所得を10%向上するためのものであって、安倍政権で言う漁業版の地方創生なのです。そうだとしたならば、十分な検討、先ほど三日三晩やったのはなぜかっていったら、産業

建設常任委員長はどうやったら業者を支援して5年間続けられることができるように支えられる、寄り添うことができるのかということだったのですが、なぜそのようなならなかったのですか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 当委員会では、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、まず補助金の返還をしなくていい期間というのが5年間ということでもって、その期間業者をプロポーザルで選定しております。そして、当委員会の最大の議論は、ナマコの種苗生産において、この5年間のうちに市が最大限寄り添って、絶対に成功させよということに議論が集中したわけでありまして。そして、これが成功すれば佐渡の水産業も発展しますし、執行部側としても、業者としても、島民としましてもみんなそれこそハッピーエンドになっていく構想を当委員会では執行部に提案したわけでありまして。今回6日の議案説明では、原案は種苗の関係以外には施設の自然災害等に関しましては支援を一切しないというふうになっておりますが、先ほどの話の繰り返しになりますが、最大限業者に寄り添って執行部はフォローしなさいというのが当委員会の総意でありました。それをひっくり返したのは執行部であります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） いや、当委員会の総意を私は述べています。私に異論のある委員の人はいないと思います。ということで、これは一番最初の6日に提案された議案のところに戻ったものが先ほど賛否を問われたわけでありまして。

それから、もう一つの過去の水産関係の云々という部分でございますが、過去の水産関係の補助金の不正受給と今回の施設の貸し付けについては、先ほども述べましたが、別の案件であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 結論からいいますと、もちろん補助金不正受給の案件ではありません。ただ、個別外部監査までやって、そこから補助金の使い方はどうあるべきか、事業の推進の仕方はどうあるべきか。先ほどの温泉の検討委員会ではないけれども、何やるかわからないけれども、予算化して後で考えます、こういうのではだめだというのがあの個別外部監査結果の教訓なのです。そうしないと、無駄に金使ったという話になるということでありまして。

2つ目。私も最後のほう傍聴しておりまして、産業建設常任委員会は寄り添って成功させるようにというのは、確かに私総意だったと思います。ただし、採決で分かれたのだらうというふうに私は拝見をいたしました。例えば産業建設常任委員会が行政視察に行って、先進地の産業振興を支えている事例のご報告がありました。行政がやっぱり地域の産業振興のために寄り添っていくことこそ重要だという報告で、ああ、なるほどなと思って聞いたわけですが、そういう点で何で行政は嫌がったのですか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 当委員会では、なぜ市長が嫌がったということに対しては審査はしておりませんので、お答えできません。議長からも当委員会でも審査しないことを厳に慎むようにと、個人的な意見は述べないようにというふうにしつかりとくぎ刺されておりますので、述べません。しかし、述べます。

〔「百条委員会にかかる」と呼ぶ者あり〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 百条委員会にかかっても私はもう大丈夫です。怖いものは何もありません。命が惜しいだけです。それは、現市長の性格だと思います。

以上。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第84号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第84号 財産の無償貸付について（佐渡市栽培漁業センター）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第84号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで約10分間休憩いたします。

午後 3時09分 休憩

---

午後 3時20分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第2 佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会の報告

○議長（猪股文彦君） 日程第2、佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会の報告を行います。

佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会に付託した事件について委員長の報告を求めます。

佐渡市議会政治倫理に関する特別委員長、金田淳一君。

〔佐渡市議会政治倫理に関する特別委員長 金田淳一君登壇〕

○佐渡市議会政治倫理に関する特別委員長（金田淳一君） 佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第109条の規定により、次のとおり最終報告とする。

1、本委員会への付託事項。佐渡市議会の政治倫理に関すること。

2、委員会の構成と開催状況。別紙1のとおり。朗読は省略いたします。

3、審査の概要と結果。本委員会は、主に地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に関する事項を中心に、政治倫理の観点から議論を進めてきたものである。

議員は市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として活動することが求められている。地方自治法には議員の身分にかかわるさまざまな取り決めが定められている。法律を遵守することは議員として当然であるが、法に照らし合わせて疑義を持たれるおそれのある行為や倫理に反すると思われる行為はみずからの判断で慎むべきである。

議員が佐渡市と政策的に密接な関係にある組織や団体、あるいは佐渡市から補助金等の交付を受けている団体の役員等を兼業することは、地方自治法において規定する議員の兼業禁止に抵触せずとも、議員は議会の審議、議決を通じて佐渡市の事務や事業に影響力を持つため、直接的利害を持つことを禁止すべきである。市民に不信や疑惑の念を生じさせることは、市議会議員として好ましい姿ではない。

よって、議員みずからがその役割と責務を自覚するとともに研さんを積み、政治倫理の向上に努め、議会の公正な運営を確保するために、佐渡市議会議員政治倫理条例を制定するものとした。本条例案は特別委員会において全会一致で了承し、委員会提出議案として本9月定例会に提出することに決した。あわせて、佐渡市議会議員政治倫理条例施行規則を制定するとともに、条例施行に関し、その指針を定めるものとした。

これより、条例案、規則案、指針案についてそれぞれ朗読する。

佐渡市議会議員政治倫理条例。目的。第1条。この条例は、佐渡市議会議員（以下「議員」という。）が市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、その信託に応えるため、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

議員の責務。第2条。議員は、市民全体の代表者として法を遵守し、市政にかかわるみずからの役割と責務を自覚するとともに、倫理の向上に努め、良心及び責任を持って政治活動を行わなければならない。

2、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

政治倫理基準。第3条。議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を守らなければならない。（1）、市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。（2）、常に人格の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。（3）、政治活動に関して、法人その他団体から政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。（4）、議員が行う寄附及び挨拶状の頒布について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を遵守すること。（5）、市または市が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「市等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約または物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して特定の業者のために有利な取り計らいをしないこと。（6）、市の職員（臨時職員等を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。（7）、市の職員の採用、昇任または人事異動に関して、不当に関与しないこと。

補助等を受けている団体の長への就任。第4条。議員は、市から活動及び運営に対する補助または助成を受けている団体の長及びその職を代理する者（以下「団体の代表者等」という。）に就任しないこと。

2、議員は、やむを得ない事情により、前項に規定する団体の代表者等に就任しようとするときは、速やかに議長にその旨を届け出なくてはならない。この場合において、団体の代表者を辞任しようとするときも同様とする。

請負契約等に関する遵守事項。第5条。議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等が行う請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなくてはならない。

指定管理者の指定に関する遵守事項。第6条。議員は、みずから取締役等をしている法人等が法第244条の2第3項に規定する指定管理者に指定されたときは、当該法人の取締役等を辞任しなければならない。

審査の請求。第7条。議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、複数の会派（会派に属さない議員は、それぞれの会派とみなす。）の3人以上の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

政治倫理審査会の設置等。第8条。議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。2、審査会の委員（以下「委員」という。）は、議員をもって構成し、定数は10人以内とする。3、委員の任期は、審査が終了するまでとする。4、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

審査会の職務及び権限。第9条。審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。2、審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。3、審査会は、対象議員または関係者が第1項の規定による審査に協力せず、または虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は必要な措置を講ずるものとする。4、審査会の会議は公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

審査会の調査結果。第10条。審査会は、議長が審査請求を受けた日から60日以内に付託された審査を終え、議長に対してその審査結果及び意見を文書で報告しなければならない。2、議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。

調査結果の尊重。第11条。議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

議員及び議会の措置。第12条。対象議員は、みずからの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。2、議会は、対象議員が前項の措置をみずから講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

議長職務の代行。第13条。議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行う。

検証及び見直し。第14条。議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。2、議会は、この条例施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

委任。第15条。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則。この条例は、令和2年4月18日から施行する。

佐渡市議会議員政治倫理条例施行規則。主旨。第1条。この規則は、佐渡市議会議員政治倫理条例（令和元年佐渡市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

審査請求。第2条。条例第7条による請求及びその連署は、審査請求書（別記様式）により行うものとする。

審査請求書の点検、審査の不備の補正。第3条。議長は、審査請求書の提出があったときは、その請求書の記載事項及び添付書類の内容について点検し、審査請求に不備があるときは相当の期間を定めて審査請求の代表者にその補正を命ずることができる。

審査請求の却下。第4条。議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査の請求を却下することができる。（1）、前条の規定により補正を命じられた者が補正に応じないとき。（2）、前条の規定により定められた相当の期間内に補正がされないとき。

審査会の審査手順。第5条。条例第9条に規定する審査会の審査は、次に掲げる手順を踏むものとする。

（1）、政治倫理基準に対する違反を証する資料に関する審査。（2）、審査請求書に記載された政治倫理基準に対する違反についての当該違反の疑いがある議員に対する事実関係の照会。（3）、関係者に対する審査に必要な資料の請求。（4）、関係者に対する審査に必要な事情の聴取。

審査会の意見。第6条。審査会は、条例第9条の規定による審査の結果、条例第3条に規定する政治倫理基準に反する事実があったと認めるときは、条例第10条第1項に規定する意見において、次に掲げる事項のうちいずれの措置を講ずるべきかを述べるものとする。（1）、口頭注意。（2）、文書による嚴重注意。

（3）、一定期間の議会出席の自粛。（4）、議会における役職の辞任。（5）、辞職勧告。

附則。この規則は、令和2年4月18日から施行する。

佐渡市議会議員政治倫理条例に関する指針。この指針は、佐渡市議会議員政治倫理条例（令和元年佐渡市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に当たり、佐渡市議会議員が遵守しなければならない事項を示すものである。

1、指針の目的。この条例は、議員の政治倫理の確立を図ることを目的としている一方で、法令または公序良俗に反していない限り議員の活動を制限することができないものとなっている。これら法令等に違反しない場合においても、市民全体の代表者として政治的、道義的に批判を受けることがないよう議員として留意すべき事項について指針を示すものである。

2、指針の適用範囲。（1）、この指針は、佐渡市議会議員に対して適用する。（2）、この指針に定めのない事項については、各派代表者会議において協議するものとする。

3、基本原則。（1）、条例第4条で規定する団体の代表者及びその職を代理する者に就任すべきでない団体、組織等は次に掲げるものとする。なお、これらに準ずるものも同様とする。文化財団、観光交流機構、スポーツ協会、社会福祉関係団体、社会教育関係団体、農業公社、土地改良区、PTA、商工会、農

業協同組合、漁業協同組合、森林組合。(2)、法に特段の定めのある場合を除き、議員は原則として執行部の附属機関の委員とはならない。(3)、議員は、地域の区長及び市政事務嘱託員にはならないものとする。

以上をもって佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会の最終報告といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で佐渡市議会政治倫理に関する特別委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会は本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

---

### 日程第3 発議案第8号

○議長（猪股文彦君） 日程第3、発議案第8号 佐渡市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔14番 金田淳一君登壇〕

○14番（金田淳一君）

発議案第8号

佐渡市議会議員政治倫理条例の制定について

上記議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年9月27日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 金 田 淳 一 |
| 賛成者 | 〃       | 近 藤 和 義 |
|     | 〃       | 中 川 直 美 |
|     | 〃       | 竹 内 道 廣 |
|     | 〃       | 岩 崎 隆 寿 |
|     | 〃       | 坂 下 善 英 |
|     | 〃       | 渡 辺 慎 一 |
|     | 〃       | 荒 井 眞 理 |
|     | 〃       | 山 田 伸 之 |

佐渡市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、佐渡市議会議員（以下「議員」という。）が市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、その信託にこたえるため、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項

を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、法を遵守し、市政にかかわる自らの役割と責務を自覚するとともに倫理の向上に努め、良心及び責任をもって政治活動を行わなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を守らなければならない。

(1) 市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 常に人格の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 政治活動に関して、法人その他団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取り扱いをせよ措置すること。

(4) 議員が行う寄附及び挨拶状の頒布について公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を遵守すること。

(5) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「市等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して特定の業者のために有利な取り計らいをしないこと。

(6) 市の職員（臨時職員等を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。

(補助等を受けている団体の長への就任)

第4条 議員は、市から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の長及びその職を代理する者（以下「団体の代表者等」という。）に就任しないこと。

2 議員は、やむを得ない事情により、前項に規定する団体の代表者等に就任しようとするときは、速やかに議長にその旨を届け出なくてはならない。この場合において、団体の代表者等を辞任しようとするときも同様とする。

(請負契約等に関する遵守事項)

第5条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等が行う請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように務めなければならない。

(指定管理者の指定に関する遵守事項)

第6条 議員は、自らが取締役等をしている法人等が、法第244条の2第3項に規定する指定管理者に指定されたときは、当該法人の取締役等を辞任しなければならない。

(審査の請求)

第7条 議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添え

て、複数の会派（会派に属さない議員は、それぞれの会派とみなす。）の3人以上の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

（政治倫理審査会の設置等）

第8条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議員をもって構成し、定数は10人以内とする。

3 委員の任期は、審査が終了するまでとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の職務及び権限）

第9条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による審査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、必要な措置を講ずるものとする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（審査会の調査結果）

第10条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から60日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果及び意見を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。

（調査結果の尊重）

第11条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

（議員及び議会の措置）

第12条 対象議員は、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 議会は、対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

（議長職務の代行）

第13条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（検証及び見直し）

第14条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて、この条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月18日から施行する。

本案は、議員みずからがその役割と責務を自覚するとともに、研さんを積み、政治倫理の向上に努め、議会の公正な運営を確保するため、佐渡市議会議員政治倫理条例を制定するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長(猪股文彦君) ただいま議題となっております発議案第8号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(猪股文彦君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第8号 佐渡市議会議員政治倫理条例の制定についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(猪股文彦君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 発議案第9号

○議長(猪股文彦君) 日程第4、発議案第9号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔17番 佐藤 孝君登壇〕

○17番(佐藤 孝君)

発議案第9号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実に求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年9月27日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

|     |         |     |     |
|-----|---------|-----|-----|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 佐 藤 | 孝   |
| 賛成者 | 〃       | 山 田 | 伸 之 |
|     | 〃       | 中 川 | 直 美 |
|     | 〃       | 近 藤 | 和 義 |

” 坂 下 善 英  
” 上 杉 育 子  
” 後 藤 勇 典

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実  
を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって年収590万円未満の世帯への授業料の負担が一定に軽減された。令和2年度には現在の制度対象世帯の授業料が無償化となる見直しが予定されている。

しかし、制度の対象は授業料のみに限定されているため、それ以外の入学金や施設整備費として、年額約17万円から46万円を保護者が負担しなければならない。公立高校の場合には入学金5,650円のみ負担であるため、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。本年実施した県内私立高校生に対するアンケートでは、「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めていることがわかる結果となっている。子どもたちの心に負担をかけさせることなく学校で学べるよう、学費の公私格差是正が強く望まれている。

また、私立高校の経常経費への助成が不十分なため、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校の約8割に対し、私立高校は約6割と2割も少ない現状である。教育は継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」に基づく独自の教育が行われている。こうした学校独自の伝承を継承していき、教育条件の向上を図るためには、専任教員の増員などが不可欠であることから、経常経費に対する助成の増額が求められる。

よって、国においては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を施設整備費も対象にすること。
- 2 私立高校生の入学金への新たな助成措置を講ずること。
- 3 私立高校への経常費助成に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実  
を求める意見書

平成30年度、当県では高校生の23%が私立で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって年収590万円未満世帯の授業料の負担が一定に軽減された。そして、令和2年度には現在の制度対象世帯の授業料が無償化となる見直しが予定されている。

しかし、制度の対象は授業料のみに限定され、それ以外の入学金や施設整備費は保護者の負担として残

されている。年収250万円未満の世帯に対し、県が独自で助成を実施しているものの、助成額が不十分な上に、その割合は平成29年度で私立高校生全体のわずか11%程度に過ぎない。さらに、授業料が無償となる年収250万円から590万円未満の世帯では、入学金と施設整備費の助成がないため、年額で約27万円を負担しなければならない。公立高校の場合には入学金5,650円のみ負担であるため、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。本年実施した県内私立高校生に対するアンケートでは、「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めている。国が就学支援金制度を拡充する今、県独自の学費軽減予算を維持・拡充することで公私間の学費格差是正へ大きく近づけられるため、子どもたちの心に負担をかけさせることなく学校で学べるよう、国の拡充と相まった県の制度の拡充が強く求められている。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたため、教育条件でも公立との格差が生じている。例えば、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校の約8割に対して私立高校は約6割であり、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っている現状である。教育は継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育が行われている。こうした学校独自の伝承を継承していき、教育条件の向上を図るためには、専任教員の増員などが不可欠であることから経常経費に対する助成のさらなる増額が求められる。

よって、国においては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、次の事項の実現を強く求める。

#### 記

- 1 学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常経費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第9号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第9号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議員の派遣

○議長（猪股文彦君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び佐渡市議会会議規則第165条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり決定いたしました。

---

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（猪股文彦君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 令和元年第6回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本定例会に上程した議案について、議決等、慎重審議をしていただき、厚く御礼申し上げます。アウトソーシング計画を始め、各種計画の進め方、事業の委託、契約等に係る手法などにつきましては、大変多くの意見をいただきました。真摯に受けとめ、今後の対応に生かしていきたいと思っております。

子ども・子育て支援法の改正に伴い、10月から幼児教育・保育の無償化が施行されます。今定例会でお認めいただき、市ではこの制度に加えておかずやおやつなどの副食費も完全無償化を実施させていただきます。今後とも子育て世代の経済的支援や子育てしやすい環境整備に努め、子育てしやすい島づくりを図ってまいります。

また、市では今年度末に第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画を策定予定としておりますが、未来ある子供たち全てが健やかに成長していくようさまざまな角度からアプローチを図り、子育て環境の充実を進めてまいりたいと考えております。

佐渡ジオパークは、日本ジオパークの再認定審査を受けることになっており、10月4日から6日に現地審査が実施されます。前回審査では条件付きの再認定となっており、佐渡ジオパーク協議会とともにご指摘を受けた課題解消への取り組みを進めてまいりました。しっかりと再認定を獲得したいと考えております。

また、佐渡夷港を補助港として開港した新潟港開港150周年記念イベントの一環としまして、10月19日、20日の土、日曜日の2日間、両津おんでこドームをメイン会場に、第12回みなとオアシスSea級グルメ

全国大会を佐渡市で開催いたします。地元の港で水揚げされた海産物を使いました各地自慢の創作料理、いわゆるSea級グルメが集結し、ことしの日本一を来場者の皆様の投票により決定するほか、官公庁船舶の一般公開や花火の打ち上げなど、さまざまな企画を用意しております。本イベントを契機といたしまして、交流人口の拡大や地消の充実と地産の拡大など、地域経済の活性化にもつながるよう進めておりますので、多くの市民の皆様からのご参加をお願いいたします。

結びに、秋本番になり、朝晩肌寒さを感じるようになりました。市民の皆様におかれましては、健康にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（猪股文彦君） 以上で会議を閉じます。

令和元年第6回（9月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時50分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

署 名 議 員 渡 辺 慎 一

署 名 議 員 金 田 淳 一